

# 生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会と NPO法人「ほっと吉和」の創設まで

特定非営利活動法人 ほっと吉和  
理事長 益本 住夫

## 1、取り組みの背景と課題認識

私たちが協議をはじめたのは、平成24年11月です。

人口726人、世帯数395世帯、65歳以上365人（高齢化率47.9%）1人暮らしの高齢者110人（施設入所他27人）という状況の中で人口減少は著しく、高齢化がすすむ中で、病気や高齢のため生活が困難になると他の圏域の病院に入院や施設入所（特養、グループホーム等）、しかないという思いは強い。これからの生活に対して不安はありつつも、福祉は行政が取り組むべき問題との認識もあり、住民自ら具体的に考えることはなかった。

しかし、今後更に高齢化と人口減少がすすむ中で、1人暮らしの高齢者等が最後まで住み慣れた吉和で生活するには限界があり、その限界を少しでも延ばしていこうという思いから、地域住民による協議を始めた。

## 2、取り組みの経緯

平成24年11月

「将来住み続けられる環境づくりの検討会」を開催（月1回）廿日市市役所吉和支所、市社会福祉協議会、同吉和事務所、吉和診療所医師によって構成、地域住民の「ダントツに高い地域愛着度」（市が実施したアンケート調査）を活かし、住民主体で実施する取り組みについての長期ビジョンを具体的に計画するために、座談会の意見など常に目標を共有し活動がぶれていかないように進めることを確認

平成25年 2月 有資格者懇談会（看護職・介護職11人参加）

9月 第1回福祉座談会開催（参加者45人、うち地域住民33人）

12月 防府市の小規模多機能ハウス、小規模特養、グループホームを視察

平成26年 2月 第3回福祉座談会「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」を結成

6月 第1回「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」開催 会長、副会長、を決定（以後つくる会）

8月 第2回つくる会開催「泊まりの施設」の建設を市へ要望することを決定

平成27年 3月 「泊まりの施設」の建設を盛り込んだ、第6期介護保険事業計画案可決を福祉座談会で報告

7月 「施設部会」を設ける。以後3回開催、11月には「運営部会」を設ける以後「運営部会」を4回開催

平成28年 9月 NPO法人の定款等をまとめ決定する。

10月 NPO法人「ほっと吉和」設立総会開催（30人出席）

10月 NPO法人「ほっと吉和」県知事に申請する。

平成29年 2月 広島法務局へ法人設立登記申請書提出

平成29年 2月 平成29年2月3日付「NPO法人ほっと吉和」設立登記完了

### 3、取り組みの内容

#### (イ)「有資格者懇談会」の開催

地域住民で看護師やホームヘルパーなどの資格をもっている26名の方に声かけをしては11名が参加

#### (ロ)「福祉座談会」の開催

住民に呼びかけて福祉座談会を始めた。行政に要望するだけでなく、自分たちでできることはまず自分たちで取り組む、そのうえで行政でなければできないところを行政に提言・要望し住民と行政の協働による地域の福祉づくりをしていこうと協議を重ねた。

- ・第1回 「吉和のいいところ、困っているところを思いのままに語ろう」
- ・第2回 「こんな施設、こんな手づくり介護サービスがあったらいいな」
- ・視察研修 防府市の小規模多機能施設、グループホームと地域密着型特養施設を見学
- ・第3回 「今、吉和地域に必要な福祉サービスや機能は何か」  
「生涯この地域で暮らし続けていくために必要なことは何か」  
「吉和住民として出来ることは何か」などについて話し合う。

#### 参加者の意見

- ・地域にどんな施設や仕組みが必要か。  
誰もがいざという時に泊まれる場所・・・高齢者だけでなく障がい者やこどもなど、誰でも利用できる通いの場
  - ・地域住民自身ができることは。  
草刈り、草取り、掃除、買い物やゴミ出し、雪かき、自動車運転、見守りなど日常生活の困りごとに対応する。
- (ハ)「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」を通算8回開催  
住民創意のもとに結成された「つくる会」。高齢者福祉を中心に色々な課題にむけて協議を行う。「施設部会」では施設の規模、内容、設備などを協議「運営部会」では施設の利用、運営、管理、NPO法人などについて協議

### 5、取り組みの成果

- ◎ 地域住民が積極的に参加し協議したことで、「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」を結成できた。
- ◎ 地域の課題協議から生まれた「泊まりのできる施設」の建設という住民の要望を政策提言し施設整備ができた。
- ◎ NPO法人「ほっと吉和」を創設し、事業運営を行うことができた。

※ 人材センター事業(平成29年4月1日より事業開始)

※ 泊りの見守り事業(平成29年8月1日より事業開始)

※ 自家用有償旅客運送事業(令和3年4月1日事業開始)